



50.10月10日

# かたの



147

## 市の人口

(9月末現在)

|     |         |    |      |
|-----|---------|----|------|
| 人口  | 52,354人 | 出生 | 116人 |
| 男   | 26,443人 | 死亡 | 6人   |
| 女   | 25,911人 | 転入 | 370人 |
| 世帯数 | 14,885  | 転出 | 369人 |

## 9月の火災と救急

|      |    |      |     |
|------|----|------|-----|
| 火災件数 | 4件 | 救急件数 | 85件 |
|------|----|------|-----|

交野市役所総務部 (92)0121



## 10月号 OCTOBER

### 今月のページ16

|       |                |
|-------|----------------|
| 2ページ  | 私たちのまちの散歩道     |
| 4ページ  | 市財政の実態と問題点     |
| 7ページ  | 新議員誕生          |
| 8ページ  | まだふえる児童・生徒数    |
| 10ページ | 印鑑登録手続方法かわる    |
| 11ページ | 文化祭……etc.      |
| 12ページ | カメラアングル、お知らせ   |
| 14ページ | 私市地区の伝説、私のふるさと |
| 15ページ | 市民の広場          |
| 16ページ | 行事カレンダー        |

### 寺にて

おはよう……………。

緑に囲まれすがすがしい朝日を一杯うけながら  
明るい子供たちの歓声がひびいてくる。

ここ寺村は、後に山をいただき、前に枚方丘陵  
を望む素晴らしい所で、近くにたくさんの遺跡が  
ある。

すこし山手に登って行くと、文化と政治を運ん  
だ「かいがけの道」が始り、同時に「大仏の道」「熊  
野への道」「伊勢参りの道」と続いて行く要所とな  
っていた。



さわやかな秋、この気持ちのよい季節は、どんどん過ぎ去ってしまいます。

一年中もとても美しいこの時期を、家の中でごろごろくすぶっているのは、もったいないとは思いませんか。

それよりも、秋のこの季節をおおいに楽しんでみませんか。気の合った友だちや家族と、秋のさわやかな空気を胸いっぱい吸いに野山を歩いてはどうでしょう。

今回は、私たちのまちの散歩道と題して、「かいがけの道」を紹介します。

南川に沿って寺地区にはいると四基の灯ろうのある辻にでます。

この辻を左に見て上って行くと住吉神社があり、東側に「やまと道」の道標があります。

かいがけの道は、ここから始まり、道一杯につもった枯葉を踏みしめ、ところどころにある碑の伏拝（ふしようがみ）に願いをかけながら、北や南の展望が見えかくれする道を傍示までいく静かな山道です。

道標からくねりくねって北の展望のきくところに、眼の病を治してくださる柳谷、火の用心の神様である愛宕山大権現厄除けの石清水八幡宮等の碑が三基建っておりまたくねって西の谷間の見える道はしに、安産、女性の腰から下の病気を治してくださる野崎観世音の碑があります。

それから再びあがると、せつばつまつた時におたのみする二月堂の碑が、土手の上に衰れにも二つに折れて横たわっています。

再び上ると電柱が大樹の影に隠れたたずまいで、開運の能勢妙見大菩薩の碑があり、そこから少し上がると左に、ちょうど一休みするのにつごうのよい地藏堂のあ

った広場が目につきます。

ここはむかし、交野から伊勢参り、大峯参りへ行く人々たちを見送ったり、出迎えたところで、この広場にあるかいがけ地藏は別名歯痛の地藏といわれ、歯に悩む人が祈願した場所でもありました。

この広場から少し上がると「雨の恵みがあるように」と村びとたちの祈りの場であった、龍王山の登り口が続く、その先を大きく南にくねると田が見えはじめ、龍王山の南裾の岩に、旅人が旅の安全を願った「ごみの木地蔵」がまつられています。

それを少し進むと、おちこ谷の上流と、かいがけの道がいちばん接近したその間の自然石の上に、五穀豊じょうの金毘羅大権現の碑が杉のこかげにさむざむしく建っており、この碑を抜けると視界がひらけ傍示にでます。

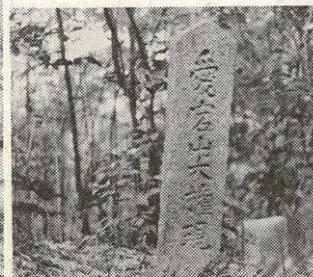
かいがけの道にある伏拝は、仏さまの前で、神さまの前でお願いしたいけれど、道が遠い、ひまもついでるので、お許しくださいと願いながら折った場所、今はかいがけの谷に心から祈りが続いたその影はありませんでした。



八大龍王の大きい石のある龍王山の登り口



石清水八幡宮の碑



愛宕山大権現碑



柳谷碑



かいがけ地藏のある広場





コンクリートと鉄にかこまれた中で生活するものにとって、これこそ人間の生活する風景だろう。(傍示)



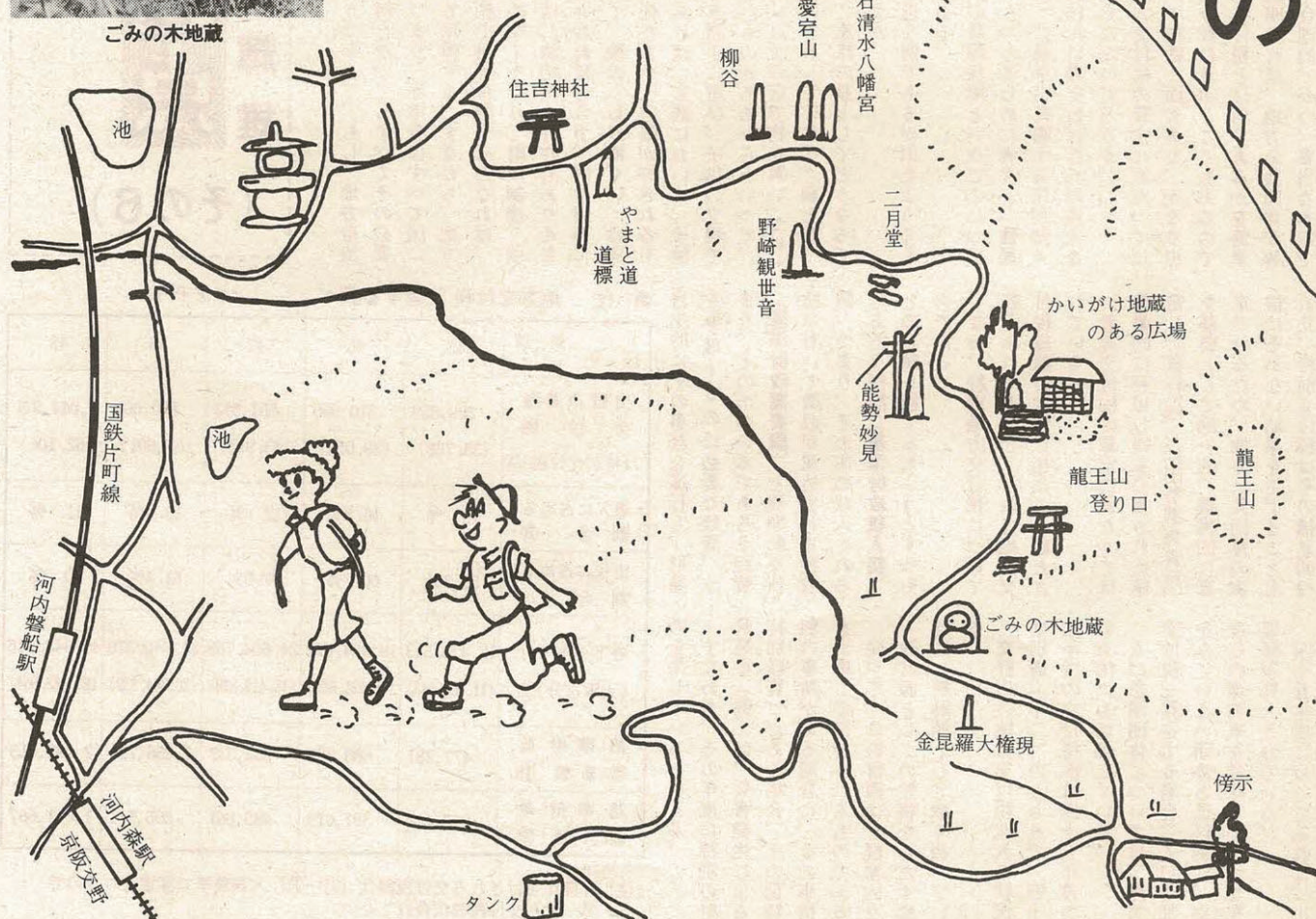
哀れにも二つに折れた二月堂碑



ごみの木地蔵



かいがけの道から寺地区をみる





# 地方財政の危機

## 市財政の実態と問題点

助役 北田 輝雄

(その6)

みんなで  
知ろう  
考えよう

### 財政収入の分析 (その二)

#### 地方交付税

自主財源の大宗が市税であることは理解されたと思うので、一般的に依存財源の性格があるといわれる地方交付税も自主財源、つまり、一般経常財源であるので、地方交付税について若干分析してみよう。

かかる面からみると、この制度は地方公共団体の財源保障という役割を十分果たしていないといわねばならない。

しかしながら地方交付税法には、普通交付税(交付税)と特別交付税と普通交付税とがある)の総額が、引き続いて、財源不足額の改正・国税の地方交付税への繰入率(現行三十二%)の変更を行い、その総額と財源不足額を一致させることとされており、長期的には財源保障の機能を果たすようになっていくといえる。

この制度の法旨は、地方公共団体の自主性を確保しつつ、その財源の均衡化を図り、その行政の計画的運営を保障することにより地方自治の本旨の実現に資することにも、地方公共団体の独立性を強化することを目的としている。

しかし、地方交付税制度が地方財源保障としての役割を完全に果たしているかといえ、はなはだ疑問である。

なぜならば、その総額が必ずしも積み上げられた地方公共団体の財源不足と一致するとは限らないし、また事実、一致していないから、なぜならば、ある府県なり、市

町村が、特に昨今、いろいろ世論を呼んでいるように、福祉行政面においても、単に、「党利党略」の性格が多分に漂う政策、つまり極論すれば、「何でもただ」にすれば人気が上がるということ、無料化を実施したり、あるいは、その内容や性格をこと細かに分析し、社会的公平や公正という考えから検討を加えられていない面があるような政策を実施することによる必要財源までも含めて財源不足としてそれを保障するということの矛盾である。

そうでなくとも、もし、地方自治体が何をやってもすべてその必要財源つまり、赤字分はすべて国において保障する、すなわち、地方交付税で財源保障するとなれば、社会的ルールなり、財政制度、強いては、法治国の存在もありえないといわねばならず、好き勝手にやって、後の「しりぬぐい」は国の責任だという主張が許されるものであれば、家庭において、子供が好む勝手に遊び、子供の立場で欲しいものがあるからといって、簡単に近所の店で物を買って「つけ」を親にまわしてくれば、親としてまた、家族の長としてどうなるであらうか。

身近な例であるが似たようなものである。

国の財源保障ということについて、もっとまじめに考え、「住民人気」に簡単に共鳴する住民個々も真けんに考えねばならぬ重大な時期ではないだろうか。

地方交付税の算定にあたっては極めて複雑な面もあり、かなり専門的分野に及ぶところもあるもので地方交付税とは何であるかを簡単に説明すれば、地方公共団体が等しく合理的、かつ、妥当な水準で

普遍的に利用し得る公表された確定した資料(例えば国勢調査資料)を基礎として画一的、機械的に算定されるため、地方公共団体の実情にそわない結果を生ずることもあり、特別交付税はその補足的役

要額が算入されている。

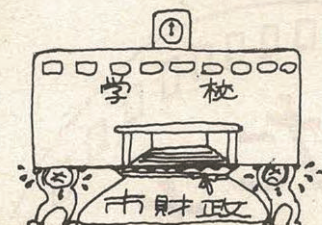


表-12 地方交付税に関する調べ

(単位千円)

| 区 分                        | 45                         | 46                         | 47                         | 48                         | 49                         |
|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 交野市普通<br>交 付 税<br>(特別交付税)④ | 209,859<br>(33,738)        | 310,995<br>(39,052)        | 551,513<br>(43,914)        | 560,604<br>(55,601)        | 1,044,971<br>(62,106)      |
| 歳入に占める<br>割 合 ⑤            | 19 %                       | 16.8%                      | 12 %                       | 10.7%                      | 11 %                       |
| 市税に占める<br>割 合              | 55.3%                      | 60.8%                      | 77.5%                      | 61.4%                      | 80 %                       |
| 府下全市町村<br>(大阪市分)⑥          | 17,423,513<br>(11,860,683) | 19,224,822<br>(13,231,667) | 24,604,768<br>(15,419,378) | 31,740,370<br>(20,344,839) | 47,948,916<br>(28,783,964) |
| 基 準 財 政<br>需 要 額 ⑦         | 477,281                    | 686,333                    | 932,337                    | 1,256,754                  | 2,082,015                  |
| 基 準 財 政<br>収 入 額 ⑧         | 267,422                    | 381,019                    | 485,861                    | 695,511                    | 1,041,667                  |

[注] 実際に交付される交付税額は④⑤⑥×調整率で算定されるので④⑤⑥が交付税額に合致しない。



表13-1 昭和48年度普通交付税需要額と決算額に関する調べ

(単位千円)

| 区 分         | 決算額<br>① | 普通交付税<br>需要額 ② | ①-②      | 区 分             | 決算額<br>①  | 普通交付税<br>需要額 ② | ①-②       |
|-------------|----------|----------------|----------|-----------------|-----------|----------------|-----------|
| 消 防 費       | 206,898  | 121,371        | 85,527   | 保 健 衛 生 費       | 54,942    | 32,752         | 22,190    |
| 道 路 橋 梁 費   | 312,175  | 62,836         | 249,339  | 清 掃 費           | 321,640   | 98,038         | 223,602   |
| 都 市 計 画 費   | 74,035   | 63,576         | 10,459   | 農 業 行 政 費       | 44,700    | 23,020         | 21,680    |
| 公 園 費       | 28,909   | 20,669         | 8,240    | 商 工 行 政 費       | 1,179     | 20,503         | △ 19,324  |
| 下 水 道 費     | 521,745  | 23,502         | 498,243  | そ の 他 産 業 経 済 費 | —         | 228            | △ 228     |
| その他の土木費     | 254,442  | 19,195         | 235,247  | 徴 税 費           | 67,112    | 33,818         | 33,294    |
| 小 学 校 費     | 604,629  | 168,833        | 435,796  | 戸籍住民基本台帳費       | 66,371    | 21,745         | 44,626    |
| 中 学 校 費     | 99,704   | 52,308         | 47,396   | そ の 他 の 諸 費     | 383,048   | 314,456        | 68,592    |
| そ の 他 教 育 費 | 223,734  | 312,396        | △ 88,662 | 公 債 費           | 315,467   | 2,946          | 312,521   |
| 社 会 福 祉 費   | 86,396   | 47,179         | 730,401  | 土 地 開 発 基 金 費   | —         | 37,374         | △ 37,374  |
| 老 人 福 祉 費   | 63,260   |                |          |                 |           |                |           |
| 児 童 福 祉 費   | 627,925  |                |          |                 |           |                |           |
| 生 活 保 護 費   | 55,023   | 28,054         | 26,969   | 計               | 4,413,334 | 1,504,799      | 2,908,535 |

税収入はわずかに四億円強であるのに、普通交付税は五十五・三％にあたる二億九百九十万円交付されており、ほぼ税収に匹敵する交付税額になっている。

地方交付税がいかに財源保障の役割を果たしているかがよく理解されるであろう。

四十八年度では、市税収入も従来に比べれば相当額増加しており

交付税額は六十一・四％になっている。

四十九年度では、市税も伸びているが、それ以上に交付税が増加し、約八十％になっている。

これは交付税算定の改善によるものが大であると思われるが、まだ市の実態が完全におりこまれているとはいえず、今後まだまだ積極的な改善が強く望まれるところである。

現行地方交付税制度における交付税算定にあたっての基本的な考え方は、人口十万人の団体を標準的な団体として、各々の市人口規模によって、あるいは、市の態容に応じて補正係数を用いて削減増を行うこととされている。

ここで一つ問題であると思うことは、人口十万人の市と五万人の市とでは、各種市行政の内容や実態がそれほど異なるであろうかという点である。

この前提的な考え方に大きな欠陥があるものと思う。

確かに五万都市と十萬都市とは行政需要総額において異なることは当然理解できる。

従って人口規模が大ききだけ各々の算入需要額は増えているわけである。

しかし、人口の多少による行政実態・行政内容という面からみると、五万都市という小規模団体にあっては、大規模都市以上に「きめ細かい行政」が望まれるし、また、比較的きめ細かいところまで行政の手が行き届くというのが一般的な考え方であり、補正内容について慎重な検討が必要と思われる。

とはいっても、先述したように国の交付税総額の増減が実現しない限り、いくら交付税算定の内容が充実しても、総額において大きな不足が生じることになる。

というよりも、むしろ総額が増えない限り内容充実はあり得ないといえよう。

積上げ方式により交付税総額が

決定されるものであればいざ知らず、総額が一定している以上、その範囲内で種々操作されているのである。

従って、現行の国税三税の三十二％を大市に増加させることにより、各地方団体の実態にそった地方財源保障制度としての地方交付税の算定が可能になり、真の財源保障がなされるといえるのではないだろうか。

地方交付税算定の基礎となる基準財政需要額について、今少し整理を深めるために本市の実態を分析してみよう。

四十八年度実績で基準財政需要額が十二億五千六百七十五万円となっている。

つまり、交付税上の都市的財政需要額、すなわち、市の必要経費の予測額であるが、市が実際に支出している額は四十九億三千六百三十九万円である。

すると実決算額の二十五・四％にあたる額が交付税算定上の基準財政需要額といえる。

それでは、先述した地方公共団体が等しく合理的かつ妥当な水準で自主的にその事務を遂行し、財産を管理するに必要な経費が基準財政需要額であるならば、約七十五％が不必要な不合理な経費ということになるのであるが、この点が地方財政を論ずるにあたって最もむづかしいところであり、かつ、重要なポイントであるといえる。

そこでは是非理解しておかねばならないのは、基準財政需要額の算

定にあたり、各々の行政費目ごとに求める需要額、すなわち、測定単位の単位費用は、標準的の地方団体、または、標準的施設について算定されており、各市町村によって単位あたりの費用は差異があり各市の実態に応じて補正されているという点である。

本市の場合は、その単位費用と実際に必要な単位費用との間に大きな差異があり、このことは、本市のみならず大阪の特殊事情といえる。

例えば、建築単価等は、その代表的なもので、全国的にみて相当額割高となっていることは事実である。

要するに、地方交付税の算定には実際の経費まで考慮されていないということであり、そのため、先述したように大きな差異が生じることになる。

このことを国政としての財政制度上に望むことは、むしろ、無理だといえることもできる。

しかし、この矛盾を肯定し、すべからず放置しているものではなくあらゆる機会をとらえ、内容の充実とはもとより、制度の改正をも強く関係省庁や政府に対し要求してきているところである。

その成果に対する評価はいろいろあるものの、毎年度前進していることは事実であり、今後も強力に推進してゆかねばならない。

さらに、もう一点認識しておかねばならないことは、人口十万人の団体を地方交付税上の標準的団体として想定し、各行政需要額が算定されていることである。

もっとも先に述べたように、それぞれの都市の実態をできるだけ考慮してあらゆる形で補正されているものの、例えば一行政費をとらえてみると、その行政に要する職員の数や、給与費、その他必要経費が実際の行政需要額と相当の差異があるという点である。

このことは、市町村が行う行政の実態に少しでも近づけるために過去において何回も、各々の関係中央省に要望してきている。

つまり、最近の行政需要はかくあるのと、国に補助制度の要求をすると、各々の省庁は必ずといってよいほど「もちろんよくわかる。従って、それに要する経費は交付税でみていく」という答えが返ってくる。

なるほど、地方交付税ではかなり細かく、あらゆる行政費を算定していることは事実である。

しかし、その「みられている内容」が問題であり、「見方」、つまり、算入の実態が、実際の市行政需要額とかけ離れている面が大きいといえなければならない。

もちろん、各行政費の中には、一般的に考えて、納得のできるものもあり、それ以上に各市町村が単に「ええ格好行政」のために過剰サービスともいえる部分も相当量あるため、かかる部分については、制度上望む方が無理ともいえない。

そこで地方交付税において算定されている行政費目をあげてみると次のとおりである。

ただし、市町村分と府県分とは、若干その内容を異にしている



表13—2

| 区 分                  | 決算額<br>(A) | 左 の 財 源 内 訳  |             |            |            | 使用料<br>手数料<br>負担金<br>寄附金<br>等 (G) | 交付税<br>需要額<br>(C) | G—E       |
|----------------------|------------|--------------|-------------|------------|------------|-----------------------------------|-------------------|-----------|
|                      |            | 国庫支出金<br>(B) | 府支出金<br>(C) | 地方債<br>(D) | 税 等<br>(E) |                                   |                   |           |
| 議 会 費                | 54,626     |              |             |            | 54,626     |                                   |                   | △ 54,626  |
| 徴 税 費                | 67,112     |              | 18,837      |            | 48,275     |                                   | 33,818            | △ 14,457  |
| 戸 籍 住 民<br>基 本 台 帳 費 | 66,371     | 79           | 3,207       |            | 63,085     |                                   | 21,745            | △ 41,340  |
| 社 会 福 祉 費            | 86,396     | 10,169       | 165         |            | 71,142     | 4,920                             | 1                 | 1         |
| 老 人 福 祉 費            | 63,260     | 28,449       | 20,066      |            | 14,745     |                                   | 17,179            | 180,689   |
| 児 童 福 祉 費            | 627,925    | 46,698       | 24,481      | 370,400    | 141,981    | 24,365                            | 1                 | 1         |
| 生 活 保 護 費            | 55,023     | 36,656       | 1,054       |            | 17,313     |                                   | 28,054            | 10,741    |
| 保 健 衛 生 費            | 54,942     |              | 1,099       |            | 48,262     | 5,581                             | 32,752            | △ 15,510  |
| 清 掃 費                | 321,640    |              |             | 96,400     | 236,862    | 18,378                            | 98,038            | △138,824  |
| 農 林 水 産 費            | 44,700     |              | 6,536       |            | 38,164     |                                   | 23,020            | △ 15,144  |
| 商 工 行 政 費            | 1,179      |              | 48          |            | 1,131      |                                   | 20,503            | 19,372    |
| 道 路 橋 梁 費            | 312,175    |              | 9,000       | 221,700    | 74,523     | 6,952                             | 62,836            | △ 11,687  |
| 河 川 費                | 167,943    |              | 9,000       | 90,400     | 68,543     |                                   | —                 | △ 68,543  |
| その他土木費               | 126,664    | 13,695       | 5,917       | 1,400      | 115,214    | 438                               | 19,195            | △ 96,019  |
| 都 市 計 画 費            | 74,035     |              | 11,000      | 56,500     | 6,535      |                                   | 63,576            | 57,041    |
| 下 水 道 費              | 521,745    |              | 73,120      | 279,400    | 154,314    | 14,911                            | 23,502            | △130,812  |
| 消 防 費                | 206,898    |              | 10,847      | 65,500     | 130,124    | 427                               | 121,371           | △ 8,753   |
| 小 学 校 費              | 604,629    | 88,178       | 11,946      | 228,784    | 275,721    |                                   | 168,833           | △106,888  |
| 中 学 校 費              | 99,704     | 4,636        | 703         | 23,600     | 70,765     |                                   | 52,308            | △ 18,457  |
| その他教育費               | 223,734    | 8,975        | 1,185       | 17,600     | 192,310    | 3,664                             | 312,396           | △120,086  |
| 公 債 費                | 315,467    | 487          | 7,592       |            | 307,388    |                                   | 2,946             | △304,442  |
| その他の諸費               | 316,324    |              | 4,403       |            | 311,921    |                                   | 314,456           | 2,535     |
| 計                    | 4,412,492  | 228,022      | 220,206     | 1,451,684  | 2,442,944  | 79,636                            | 1,446,528         | 1,236,588 |

〔注〕下水道特別会計分を含め、開発公社への貸付金は決算額から除外しているので一般会計の実決算額とは一致しない

小・中学校及び幼稚園を含むその他教育費においては、税等の市費持ち出し額は、五億三千八百七十九万六千円、これに対し、交付税財政需要額は、五億三千三百五十三万七千円で差し引き五百五十九千円の決算超過となっているが二億六千九百五

るのである。

福祉行政の「目玉」ともいわれる老人、保育、生活保護等の社会福祉行政費は、四十八年度では八億三千二百六十万円の経費に對して、国庫支出金がわずかに四・六%にあたる一億二千九百九十七万円府支出金が僅少の五%に當る四千五百七十七万円に止まっている。

つまり、地方債の三億七千万円を除いたとしても、二億四千五百十八万円の税等一般財源を要していることになるのであり、これに對して、交付税上は、七千五百二十三万円しか算定されていないのが実態である。

ければならないであらう。

すなわち一億六千七百九十四万円の財政支出があり、府補助金九百万円と約九千万円の地方債で財源にあてているものの、なおかつ六千八百五十四万円を税等の一般財源で充当しているものである。

このように各行政需要額の算定に当っては、市の実態と相当の隔りが理解でき、抜本的な内容改善が当然に必要となってくるのであるが、先述したように、地方交付税額そのものの総量を大巾に増額しない限りは改善の実効がみられないのであって、今後、交付税率の改正を強く推進する必要がある。

ので、市町村分のみを上げることにする。

一、消防費 二、土木費 三、教育費 四、厚生労働費 五、産業経済費 六、その他の行政費となつてゐる。

このように六項目に分けて行政費を算定されるのであるが、それぞれ経常経費と投資的経費について、その需要額を算出することとされている。

消防費については、経常経費のみで、土木費は道路橋梁費、港湾費、都市計画費、公園費、下水道費、その他の土木費に分けられ、下水道費を除いて、各々、経常・投資的の両経費が算定されている。

従つて、交付税上、算定されている財政需要と本市の実財政需要額とを比較して、各々の内容を理解することもまた意義あるものと思われるので、四十八年度決算額との比較もまじえて説明を加えることにする。

(別表十三—一参照)

まず消防費を事例にすると、交付税においては、測定単位は「人口」とし、常備消防及び非常備消防を併設するものとし、各々人員及び設備を定められている。

四十八年度においては、十万人の標準団体における一般財源所要額を一億六千五百八十四万五千元と見込まれている。

消防費についての市の決算額は、二億六千八百八十九万八千円であり、交付税算定需要額は一億二千三百二十七万一千円で、差し引き八千五百五十二万七千円超過になる。

この超過分は地方債で六千五百五十万円でまかなっているため、結局、二千二百七十七万七千円が年度の超過需要額になるといえる。

これは極めて単純に見たものであり、消防費についての交付税制度上の問題点は投資的経費が算定されていないということである。

従って、本市の場合、消防庁舎建設を行ったが、これは全く、市の「財政的甲斐性」で建てるべきだというのが交付税制度の考え方

で、ここにおおきな矛盾を感ずるところである。その他、本市の消防経費は、例えば、非常備消防にしても、交付税上算定基礎にならっている報酬を比較するとそれを上廻っているのが現状であり、消防庁舎建設も含めて、四十八年度では、八千五百五十二万七千円基準財政需要額を上廻っていることになり、府支出金を差し引いたとしても七千四百六十八万円の超過財政支出となつてゐる。

このように別表(十三二)で各行政費を比較することにより大方の理解が得られるものと思われる。特にこのうち問題があると思われるものを拾ひ上げてみると、

十八万四千円が地方債をもつてあ  
てており、これは制度上、あるい  
は、また、性格上合理的な面はあ  
るとはいうものの現実には借金で  
あり、後年度引き続き返済しなけ  
ればならぬものですべて税等でま  
かなわなければならぬものであ  
る。

従つて、この額をも含むと二億  
七千五百四万三千円が超過財政需  
要額といわねばならない。

このように義務教育費について  
は大きな問題が残されていること  
が明らかになるのである。

また、交付税上、社会福祉費に  
抱括されている老人・児童福祉費  
についても同様であり、特に児童

法の本旨がこの関係行政のみが、住民福祉でないことからすれば、まさに実際の市行政は、並々ならぬものがあることを理解されると思われる。

更に清掃費についても同様であり、し尿処理手数料は徴収しているもののごみ収集手数料は無料であり、一千八百三十八万円の手数料収入はあっても、二億三千六百八十六万円の税等の一般財源を支出しているものであり、このうち、交付税上、九千八百万円しか財政需要として算定されておらず、一億三千八百八十二万円が超過財政需要になっている。

その他、現行交付税上の問題を



地区別投票者数

| 投票区                |   | 当日有権者数 |        | 投票者数  | 投票率% |
|--------------------|---|--------|--------|-------|------|
| 第1区<br>倉治山         | 男 | 1,961  | 1,420  | 72.41 |      |
|                    | 女 | 1,748  | 1,546  | 88.44 |      |
|                    | 計 | 3,709  | 2,966  | 79.97 |      |
| 第2区<br>郡津野         | 男 | 1,782  | 1,360  | 76.32 |      |
|                    | 女 | 1,732  | 1,426  | 82.33 |      |
|                    | 計 | 3,514  | 2,786  | 79.28 |      |
| 第3区<br>私部山<br>向井田  | 男 | 3,248  | 2,556  | 78.69 |      |
|                    | 女 | 3,359  | 2,843  | 84.64 |      |
|                    | 計 | 6,607  | 5,399  | 81.72 |      |
| 第4区<br>星田山<br>星山台  | 男 | 2,697  | 2,084  | 77.27 |      |
|                    | 女 | 2,677  | 2,281  | 85.21 |      |
|                    | 計 | 5,374  | 4,365  | 81.22 |      |
| 第5区<br>私市山<br>私市山  | 男 | 1,428  | 1,096  | 76.75 |      |
|                    | 女 | 1,502  | 1,230  | 81.89 |      |
|                    | 計 | 2,930  | 2,326  | 79.39 |      |
| 第6区<br>森           | 男 | 347    | 279    | 80.40 |      |
|                    | 女 | 349    | 291    | 83.38 |      |
|                    | 計 | 696    | 570    | 81.90 |      |
| 第7区<br>寺傍井<br>向青田  | 男 | 264    | 222    | 84.09 |      |
|                    | 女 | 301    | 250    | 83.06 |      |
|                    | 計 | 565    | 472    | 83.54 |      |
| 第8区<br>梅が枝<br>松塚   | 男 | 1,674  | 1,215  | 72.58 |      |
|                    | 女 | 1,841  | 1,455  | 79.03 |      |
|                    | 計 | 3,515  | 2,670  | 75.96 |      |
| 第9区<br>天野が原        | 男 | 548    | 395    | 72.08 |      |
|                    | 女 | 568    | 454    | 79.93 |      |
|                    | 計 | 1,116  | 849    | 76.08 |      |
| 第10区<br>妙見が<br>妙見が | 男 | 2,147  | 1,612  | 75.08 |      |
|                    | 女 | 2,190  | 1,694  | 77.35 |      |
|                    | 計 | 4,337  | 3,306  | 76.23 |      |
| 合計                 | 男 | 16,096 | 12,239 | 76.04 |      |
|                    | 女 | 16,267 | 13,470 | 82.81 |      |
|                    | 計 | 32,363 | 25,709 | 79.44 |      |

投票の内訳

| 当日有権者数 | 投票者数   |
|--------|--------|
| 32,363 | 25,709 |

| 有効投票数  | 無効投票数 | 持ち帰り |
|--------|-------|------|
| 25,508 | 199   | 2    |

市議会議員・一般選挙結果

市政をになう

新議員誕生



願いをたくしたこの一票が……

市制施行後初めての市議会議員一般選挙の投票を、九月二十一日十か所の投票所で行いました。今回の選挙では、最近の人口急増に伴い有権者が前回より約一万八千人増え、特に新市民の増加で都市型の傾向が見られ投票率の低下が心配されましたが、市政をになう市議会議員の大切な選挙だけに市民の関心も高まり、投票率は七九・四四％に達しました。

当日の有権者数は、男一万六千九百六十八人、女一万六千二百六十七人、計三万二千三百六十三人、これに対し、投票者数は、男一万二千二百三十九人（投票率七六・〇四％）、女一万三千四百七十八人（八二・八一％）、計二万五千七百九十九人（七九・四四％）でした。

開票は、二十二日午前八時から福祉センターで行われ、今後の市政をになう二十人（現職十五人、新人五人）の新議員が決まり、二十三日午後二時から本庁で各当選人に当選証書の附与を行いました。

開票結果

| 次点 | 氏名  | 党派  | 得票数   |
|----|-----|-----|-------|
| 中尾 | 義弘  | 無所属 | 二、二六〇 |
| 北村 | 丑松  | 無所属 | 二、一七四 |
| 善光 | 健   | 無所属 | 一、六八八 |
| 笠井 | 嘉一  | 共産党 | 一、五八一 |
| 横田 | 重信  | 無所属 | 一、二九七 |
| 西口 | 清治  | 無所属 | 一、二六五 |
| 益田 | 正   | 公明党 | 一、二四六 |
| 西尾 | 伊三郎 | 無所属 | 一、二四三 |
| 奥村 | 佳典  | 社会党 | 一、一八〇 |
| 平田 | 義治  | 無所属 | 一、一七〇 |
| 林  | 正治  | 無所属 | 一、一三五 |
| 浅田 | 一介  | 無所属 | 一、一三四 |
| 天野 | 幸次郎 | 公明党 | 一、一三五 |
| 玄埜 | 良雄  | 無所属 | 一、一七〇 |
| 池埜 | 忠久  | 共産党 | 一、一七〇 |
| 端野 | 七郎  | 無所属 | 一、一七〇 |
| 大中 | 寛次  | 無所属 | 一、一七〇 |
| 根本 | 武雄  | 無所属 | 一、一七〇 |
| 大門 | 至   | 無所属 | 一、一七〇 |
| 奥西 | 正彦  | 無所属 | 一、一七〇 |
| 細野 | 勇   | 無所属 | 一、一七〇 |

受給資格最低必要期間

| 生 年 月 日             | 最低必要期間 |
|---------------------|--------|
| 明治44年4月2日～大正5年4月1日  | 10 年   |
| 大正5年4月2日～大正6年4月1日   | 11 年   |
| 大正6年4月2日～大正7年4月1日   | 12 年   |
| 大正7年4月2日～大正8年4月1日   | 13 年   |
| 大正8年4月2日～大正9年4月1日   | 14 年   |
| 大正9年4月2日～大正10年4月1日  | 15 年   |
| 大正10年4月2日～大正11年4月1日 | 16 年   |
| 大正11年4月2日～大正12年4月1日 | 17 年   |
| 大正12年4月2日～大正13年4月1日 | 18 年   |
| 大正13年4月2日～大正14年4月1日 | 19 年   |
| 大正14年4月2日～大正15年4月1日 | 20 年   |
| 大正15年4月2日～昭和2年4月1日  | 21 年   |
| 昭和2年4月2日～昭和3年4月1日   | 22 年   |
| 昭和3年4月2日～昭和4年4月1日   | 23 年   |
| 昭和4年4月2日～昭和5年4月1日   | 24 年   |
| 昭和5年4月2日以降          | 25 年   |

格を確保してください。

七十歳から支給されている老齢福祉年金は明治四十四年四月一日

係まで。

この特別措置は加入して保険料を滞納している人だけでなく強制加入すべき人で現在加入していない人も対象になっていますので、未加入の人は加入の手続きをし、過去の保険料を納めて受給資格を確保してください。

それ以後に生まれた人はなんらかの年金制度に加入していなければ、どの年金も受けることができませんから特に注意ください。

その他問い合わせは社会課年金係まで。

国民年金に加入していても、保険料を二年間納めずにいると時効になり、いくら納めたとしても納められず、将来、老齢年金が受けられなくなります。

このような人の救済のため十二月末日までに限り、過去の未納保険料を納められる特例が設けられています。

未納期間の保険料は一月九百円です。



国民年金

納め忘れの人  
未加入の人に  
最後のチャンス



# まだふえる児童・生徒数

## 府下一番の増加率

いま、本市の児童数は五千七百三十人、生徒数は千八百四十六人です。

五十一年度から五十五年度の五年間に小学生、中学生がどのくらいになるか、を推計したものが第一表です。

三年前と比べると児童五二・五%、生徒四一・六%の増加率です。全国の児童・生徒数の過去三年間の増加率が、児童六・三%、生徒〇・四%ですから本市の増加率は極めて高く大阪府下で第一番

生は約八千三百人、九千六百人、

## 就学前の児童はどのくらいいるか

いわゆる「小学生の予備軍」は第二表のとおりです。

圧倒的に多く、しかもその増加率の高いのは妙見坂小学校区で、これと反対の傾向の見られるのは長宝寺小学校区です。

これらの児童は、次々と小学生に上って来ます。

五十一年四月には千二百九十三人が入学し、以後、毎年千四百人余りが小学生に上って来ます。

こうして、五十五年年度には、小学生最小八千三百人、社会増を見込むと九千六百人になると思われる。

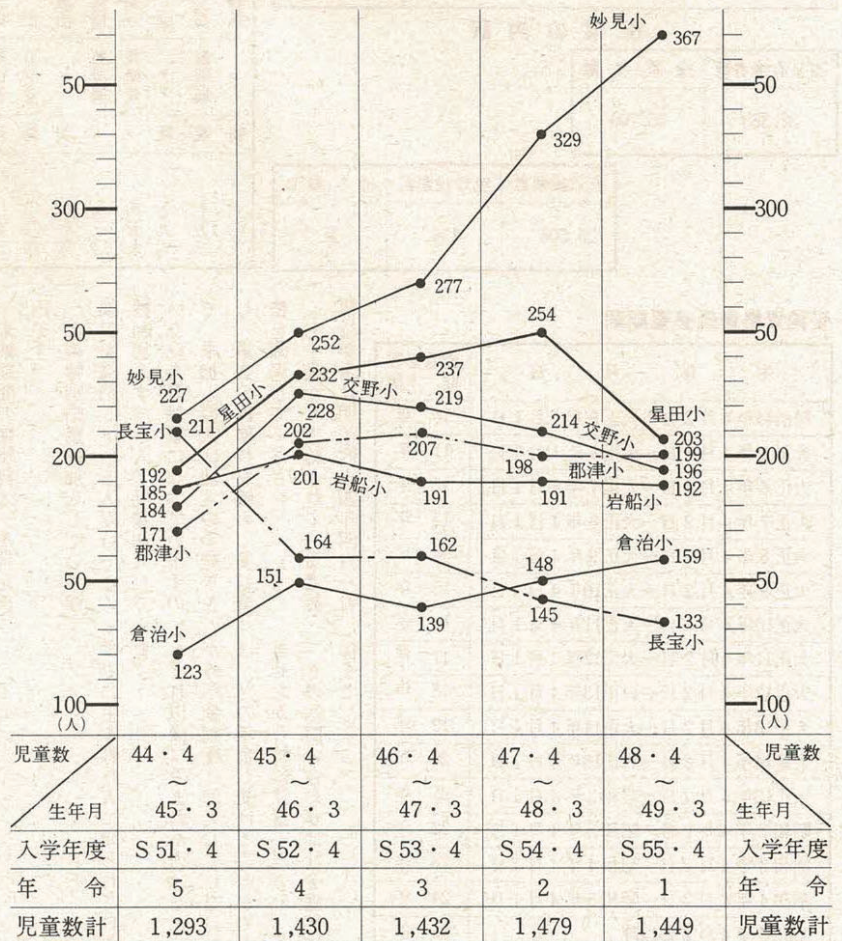
小学生が増加すると中学生も同じように増加してくることになります。

## まだ小学校三校 中学校一校が

## 必要となるが

本市の児童、生徒数の増加率はここ数年府下のトップでした。まだ田舎らしい風情が残っている。

(第2表) 校区別就学前児童数



## おはようサイクリング

皆さん、朝のすがすがしい空気を吸ってサイクリングしてみませんか。

日 時 10月19日(日)

出発午前 6時30分

受付午前 6時

受付場所 市役所前駐車場





交野南部線事業計画の概要

| 運行区間                     | 所要時分   | 運行回数                      | 備考                                                        |
|--------------------------|--------|---------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 京阪交野<br>～藤が尾団地<br>(妙見口)  | 10分    | (平日) 28 往復<br>(日祝日) 29 往復 | 始発 6時35分<br>終発 21時30分<br>朝夕ラッシュ時<br>20分間隔<br>昼間時<br>30分間隔 |
| 京阪香里園<br>～藤が尾団地<br>(妙見口) | 30～35分 | (平日) 5 往復                 | 始発 8時45分<br>終発 16時25分                                     |

田原線新事業計画の概要

| 運行区間                          | 所要時分   | 運行回数                    | 備考                    |
|-------------------------------|--------|-------------------------|-----------------------|
| 京阪交野<br>～京阪大和田駅前<br>(私市・田原経由) | 60～65分 | (平日) 4 往復<br>(日祝日) 4 往復 | 始発 8時50分<br>終発 18時40分 |

バス路線網の拡充

交野南部線が具体化

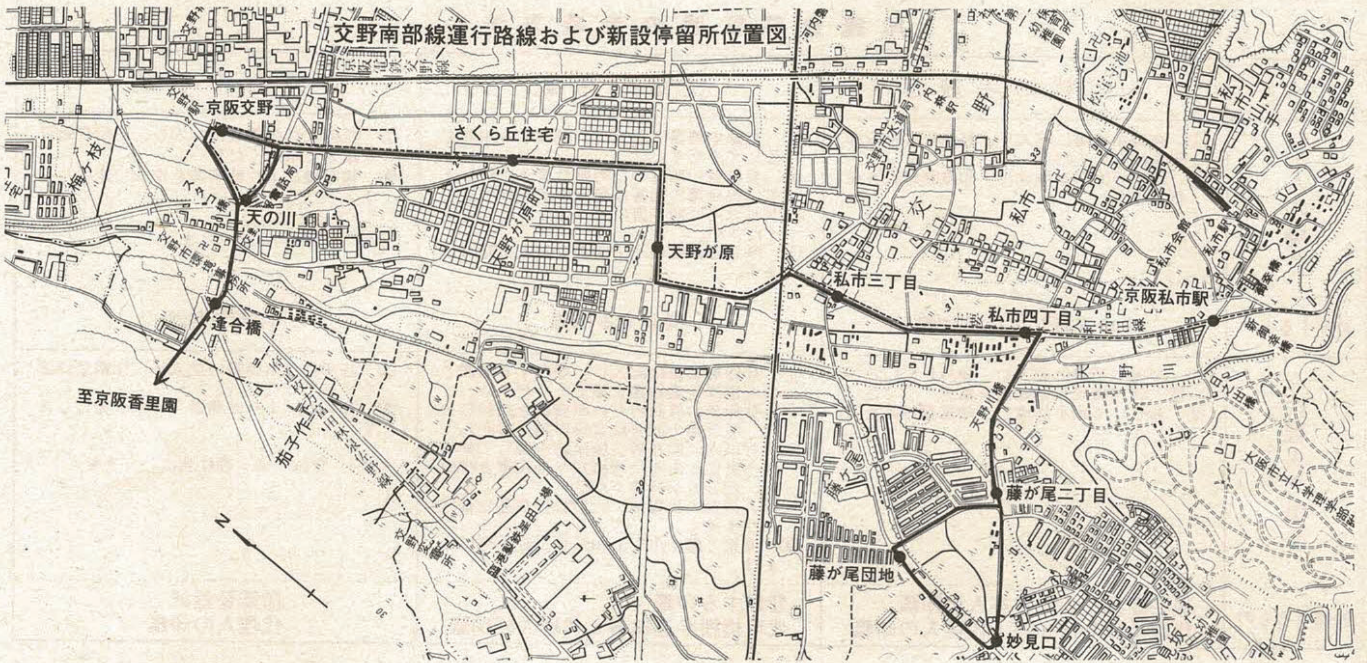
本市では、市民の通勤通学など日常生活の利便をはかり、また地域の発展を期するため、土地利用コミュニティと体系的に結びつけた合理的な交通輸送体系の整備をめざし、市内バス路線網整備計画を策定して京阪バス株式会社との協議を進めながら整備促進に努めています。

すでに昨年十一月、津田・香里線の大増便と逢合橋から京阪交野駅までの延長乗入れが実現されました。

これに引き続き整備計画の第一次計画に基づき、京阪交野駅前から藤が尾団地までの区間(別図)にバス運行計画が具体化され、府道交野中央線が通行可能になると、これに伴う陸運局の許可を待って早期に運行ができるよう努力しています。

これが運行されると交野南部線は、朝夕のラッシュ時には二十分間隔、昼間時には三十分間隔で運行される予定です。

なおこの路線については、一部京阪香里園まで直通乗入れと、この路線開設にともない、田原線が京阪私市から京阪交野まで延長される予定です。



| 避難場所     | 所在地     | 電話番号   |
|----------|---------|--------|
| 市立第一中学校  | 私部二二一   | 九一六二四一 |
| 消防署      | 天野が原四一八 | 九一七八四二 |
| 私部会館     | 私部二五〇   | 九二一〇〇一 |
| 市立交野小学校  | 私部二五〇   | 九二一九九二 |
| 教育文化会館   | 倉治一八〇九一 | 九二一九二五 |
| 市立倉治小学校  | 倉治五七    | 九二一九一八 |
| 倉治公民館    | 倉治五七    | 九二一九一八 |
| 市立星田小学校  | 星田二一〇   | 九二一九一八 |
| 市立第三中学校  | 星田二一〇   | 九二一九一八 |
| 市立妙見坂小学校 | 妙見坂七二〇一 | 九二一九一八 |
| 藤が尾会館    | 藤が尾一四一〇 | 九二一九一八 |
| 農協星田支店   | 星田四〇四二  | 九二一九一八 |
| 市立第二中学校  | 幾野四一    | 九二一九一八 |
| 市立郡津小学校  | 郡津三七    | 九二一九一八 |
| 市立長宝寺小学校 | 郡津二〇一   | 九二一九一八 |
| 郡津公民館    | 郡津一九〇四  | 九二一九一八 |
| 交野会館     | 松塚五六九   | 九二一九一八 |
| 私市浄水場    | 私市二二四一  | 九二一九一八 |
| 市立岩船小学校  | 森一八五一   | 九二一九一八 |
| 私市会館     | 私市六一二二五 | 九二一九一八 |
| 創価学園     | 寺七二五    | 九二一九一八 |

避難場所はここです

災害は忘れたころにやってくる。災害による被害が発生するおそれのあるとき、また発生したときなど、市内二十二か所に避難場所(別表)を設置するとともに、市役所、消防署、消防団などでは人命の保護を中心とし、危険地の警

災害時には忘れたころにやってくる。災害による被害が発生するおそれのあるとき、また発生したときなど、市内二十二か所に避難場所(別表)を設置するとともに、市役所、消防署、消防団などでは人命の保護を中心とし、危険地の警

災害時には忘れたころにやってくる。災害による被害が発生するおそれのあるとき、また発生したときなど、市内二十二か所に避難場所(別表)を設置するとともに、市役所、消防署、消防団などでは人命の保護を中心とし、危険地の警





### ＜新しい印鑑登録証＞

印鑑登録証



|      |   |
|------|---|
| 登録番号 | あ |
|------|---|

交野市長



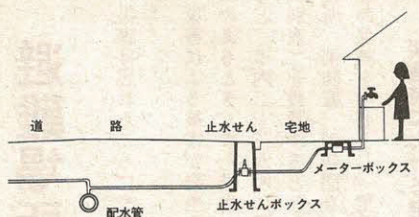
八月一日から印鑑登録証明の方法が変わりました。  
これは、新しく印鑑登録をされるか、従来の印鑑登録の切替をするかで、  
また、代理人が請求されるときは必ずと印鑑登録証を発行し、今後の印鑑証明請求の際は印鑑登録証だけで登録印はいりません。

（株）日本郵政

印鑑登録証明の方法かわる

切替手続は来年7月末日まで

|        | 切替の手続き                                                             | 登録の手続                                                                                                                                                                                | 証明の手続                                                                       |
|--------|--------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 本人の場合  | ① 登録申請書に記入し、登録している印鑑を添えてください。<br>② 新しい原票を作成し、印鑑登録証を発行します。          | ① 登録申請書に記入し、登録する印鑑を添えてください。<br>② 登録者の確認のため照会書を送付します。照会書の回答は登録申請の日から1か月以内に回答書に届出印を押して持参ください。<br>③ 原票と確認のうえ印鑑登録証を発行します。                                                                | ① 証明交付申請書に記入し、印鑑登録証を添えて申請ください。<br>② 複写機により証明書を作成し発行します。<br>(注) 登録印鑑はいりません。  |
| 持参するもの | 現在登録している印鑑                                                         | 登録する印鑑                                                                                                                                                                               | 印鑑登録証                                                                       |
| 代理人の場合 | ① 登録申請書に記入し、登録している印鑑と代理権授与通知書を添えてください。<br>② 新しい原票を作成し、印鑑登録証を発行します。 | ① 登録申請書に記入し、登録する印鑑と代理権授与通知書を添えてください。<br>② 登録者の確認のため照会書を送付します。照会書の回答は登録申請の日から1か月以内に回答書に届出印を押して回答書の裏面にある代理権授与通知書を作成し、代理人が持参ください。<br>本人持参の場合は、代理権授与通知書はいりません。<br>③ 原票と確認のうえ印鑑登録証を発行します。 | ① 証明交付申請書に記入し、印鑑登録証を添えてください。<br>② 複写機により証明書を作成し発行します。<br>(注) 登録印鑑・委任状はいりません |
| 持参するもの | 現在登録している本人の印鑑<br>代理権授与通知書・代理人の印鑑                                   | 登録する印鑑<br>代理権授与通知書・代理人の印鑑                                                                                                                                                            | 印鑑登録証<br>代理人の印鑑                                                             |



給水装置の新設、改修修理などの工事は、市水道局の公認を受けた水道工事店以外ではできません。また、この工事には負担区分があります。

公道に埋められている水道管（配水管）からわかれて、各家庭まで引きこまれた給水管、分水せん止水せん、メーター、じゃ口などをひつくるめて「給水装置」と呼ぶ以前はこのメーターボックスまでが水道局の負担となっていました。

ご存じですか

## 水道工事負担区分

たが、現在は止水せんから先の給水装置は市民負担となっています。なお、給水装置の工事や水道工事店に関するお問い合わせ、ご相談は市水道局配水課給水係まで。

## 配水バルブの開閉

### 家庭ではやめよう

給配水施設の仕切り弁や屋外止水栓の開閉は、水道局職員が水道局の許可を受けた人以外には取り扱いできません。

無断で取り扱いますと、多くの給水家庭に迷惑をかけるだけでなく、水道施設の損傷の原因にもなります。

屋内の給水装置の故障などで一時的に水を止めるときは、必ずメーター横の止水バルブで行ってください。

その他のバルブの開閉が必要なときは、バルブの異常があったときは、すぐに水道局配水課まで連絡ください。

＜切替手続の済んでいない印鑑証明書を  
代理人が請求する場合は必ずこの委任状  
を添えてください。＞

# 委任状

50 円の  
収入印紙  

実印

昭和    年    月    日

交付市長殿  
 （委任者）住所  
 氏名
 

実印

（理 由）のため下記の者を代理人として下記の権限を委任します。

記

代理人    住所  
 氏名

委任事項    私の印鑑登録証明書○通を  
                  請求し受領すること



# 文化祭 ひらく

展示、菊花展は11月1日から3日まで、発表会は11月3日に、それぞれ福祉センターで開催します。

時間は、午前11時から午後4時までです。

## 発表会 プログラム

| 順  | 種別   | 種目              | 出演者        |
|----|------|-----------------|------------|
| 1  | 合唱   | ほたる他            | 交野市少年少女合唱団 |
| 2  | 謡曲   | 蟬丸他             | 交野市交誼会     |
| 3  | 民謡   | 竹田節他            | 二中PTA      |
| 4  | 詩吟   | 母と子             | 交野市詩吟研究会   |
| 5  | 話し会  | 狐の嫁入り他          | 交野市さくらんぼ会  |
| 6  | 人形劇  | 人形のつばき他         | 人形劇「ピョピョ団」 |
| 7  | 舞踊   | お国めぐり音頭他        | 交野市連合婦人会   |
| 8  | 落語   | 大喜利             | 交野高校落語研究会  |
| 9  | コーラス | お江戸日本橋他         | 星小PTA      |
| 10 | 古い唄  | つち打の歌他          | 会川藤助       |
| 11 | お合奏  | 花嫁人形他           | 二葉会        |
| 12 | 合唱   | 美しく碧きドナウ他       | 交野市女声合唱団   |
| 13 | 吹奏   | 西部の人々他          | 交野市青少年吹奏楽団 |
| 14 | 感謝   | 菊花展入賞者表彰各種団体感謝状 |            |

## 消化器のおしり業者に 注意しよう



近年、防災設備の必要性が市民全般に認識されるようになり、消防署に備えておかないと罰せられるとか、「きよう消防署から消防器の検査に来る」とだまして無理に買わせる。

一般家庭に消防器を設置するのは望ましいことですが、義務づけられていません。また、消防署が防災機器の販売をしたり銘柄を指定することはありません。

「消防器の点検に来た」といって、家庭に備えてある消防器を点検し、よしあしをかわす新しものを買わせる。

このように、消防器の販売方法について、怪しいとお気付きのときはすぐに消防署に連絡ください。

このように、消防器の販売方法について、怪しいとお気付きのときはすぐに消防署に連絡ください。

このように、消防器の販売方法について、怪しいとお気付きのときはすぐに消防署に連絡ください。

このように、消防器の販売方法について、怪しいとお気付きのときはすぐに消防署に連絡ください。

このように、消防器の販売方法について、怪しいとお気付きのときはすぐに消防署に連絡ください。

このように、消防器の販売方法について、怪しいとお気付きのときはすぐに消防署に連絡ください。

## 悪質販売に かからないための五か条

① 断る勇気

セールスマンは売るのが目的です。あれこれと宣伝文句を並べて話します。

特に悪質な業者は「おとし文句」の一つや二つも交えて、買わせようとします。

そんなとき、あやふやな態度で応対していると、結局はセールスマンのペースに乗せられて買わされてしまします。

買った後で「不正だ」などと騒ぐより、おかしいと思ったら断る勇気を持つことです。

向こう三軒両隣がすっかり不良販売の被害にかかった、ということがよくあります。

隣の家が買っているのだから大丈夫だろうとか、隣が買わなければいい、という考えは危険です。

買った後でインキ販売とわかった場合、セールスマンの人相や服装、言葉使いなどを記憶しておくのも結構ですが、一番の証拠となるのは領収書です。

たとえその場の走り書きのようなものでも筆跡が残り、金額もはっきりします。

昔から「うまい話には裏がある」と言われる通り、セールスマンの言葉が必要以上にうまい話であったり、やたらと宣伝文句ばかり並べたてようなどときは注意してかかるのが望ましいのです。

最初から人を疑ってかかるのは良くありませんが、不良販売にはどこか普通のセールスマンとは違った「うしろ暗さ」があるものです。



## 一一九番への いたずら電話はやめよう

一一九番へのいたずら電話が多く、消防署では困っています。特に夏休み中に受信したいたずらは三十六件にのぼり、一日平均一回の割合です。

幼稚園児や小学校低学年がそのほとんどで、お母さんが買物に出かけた留守中や、洗たくなどで目を離したときにいたずらをするケースが多く、中には近くの公衆電話からというケースもあります。

両親や家族の人も子供に注意を

を

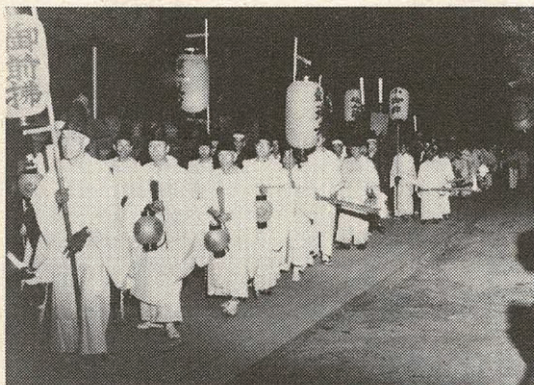


カメラ

アングル



9月6日、長宝寺小学校で老人福祉大会が開かれました。テレビでおなじみの小染も出演し、会場は約800人のおとよりで賑わいました。また、当日、重田賢志郎さんから朝鮮にんじん茶の寄贈があり、婦人会の協力で朝鮮にんじん茶の接待もありました。



石清水八幡宮では、9月15日午前2時から勅祭石清水会が行われ、その勅祭の中で放生会という儀式も行われました。この放生会には、本市の森から火長神人、私市から御前払として、貞観五年(863)清和天皇の頃から奉仕しています。



## お知らせ

### 新しい対象者は

### 福祉金の申請を

本市では、身体障害者・精神薄弱者・原爆被爆者の人に福祉金を支給します。

支給の対象者は▽身体障害者手帳一・二・三・四級を持っている人▽療育手帳を持っている人、またはIQ七十五以下の精神薄弱者▽原爆被爆者手帳を持っている人です。(ただし、十月一日現在で引続き、六か月以上市内に在住し、住民基本台帳に基づく住民票に登録されている人。)

昨年、受給された人は申請の必要はありませんが、次に該当する人は十月一日からかわる

### 国保 被保険者証が

### 十一月一日からかわる

現在使用されている国民健康保険証(水色)は、十月末日で期限が切れ、十一月一日からは使用できません。

新しい保険証(桃色)は、十月末日までに届けますが、万一、届かなかった場合は旧保険証と印かんを持って、市役所社会課国保係の窓口で更新手続をすませてください。

### 本市工業会

### 結成される

市内事業所間の協調をはかり、地元産業の振興と発展を図るため、七月十四日、福祉センターにおいて、工業およびそれに関連する事業を営む有志により交野市工業会が結成されました。

現在、九十七社が入会しています。

更新をしないと療養取扱機関で診療できません。旧保険証で診療をされると、後日保険診療費を返還しなければなりません。

保険証番号が変わっていますので、更新を放置すると、いろいろとめんどろな問題が生じます。し込みください。

### 10月の市税

市、府民税3期分出張納付場所

| 月 日       | 時 間     | 場 所        |
|-----------|---------|------------|
| 10月23日(木) | 9:30~12 | 森・寺集会所     |
|           | 1:30~4  | 私市会館       |
| 10月24日(金) | 9:30~12 | 郡津公民館      |
|           | 1:30~4  | 星田慈光寺      |
| 10月27日(月) | 1:30~4  | 私市山手1丁目集会所 |
|           | 9:30~12 | 交野会館       |
| 10月28日(火) | 1:30~4  | 教育文化会館     |

私部地区は市役所内の銀行窓口をご利用ください。

### 商業連合会に

### 入会ください

地元事業者の地位向上と経営の合理化を目的に本市商業連合会が結成されました。

当連合会では、個人では解決できない問題やその他種々の問題をみんなで考え、情報を交換し、入会者全員で問題解決にとりくんでいます。

まだ加入されていない皆さんの入会をお待ちしています。

申し込みは交野市商業連合会 ☎九二一六七〇まで

### 訂正

九月号広報十五ページの記事で藤が尾の民生委員二人にふえるとありましたが誤りで、正しくは藤が尾の民生委員は坪田英夫さん ☎九二一六一五五、藤沢八重子さん ☎九二一五〇九七北川清美さん ☎九二一六四五四の三人です。おわびして訂正します。



秋の全国交通安全運動の一環として、9月29日に、交野小学校前の交差点で学童、園児の交通安全指導を行いました。交小PTAのお父さんやお母さんも、子供の交通安全を願って街頭指導に立っています。



家庭教育学級（幼児対策室）のお母さん約30人が9月12日に勉強会を開きました。古文化同好会の奥野平次さんを講師に、天田の宮神社から獅子窟寺まで、途中、石仏を訪ねながら歩き、獅子窟寺でひとやすみしたあと、奥野さんから「交野の昔ばなし」を聞きました。

## 共同募金運動に協力を

十月一日から共同募金運動が始まっています。本市でも、募金運動を行うため各地区の役員がお願いに参ります。

ので、みなさんの暖かい協力をお願いします。

なお、詳しくは福祉事務所まで問い合わせください。

## お知らせ

### ＝児童手当＝ 5,000円に増額

児童手当の支給額が十月から五千円（旧四千円）に引き上げられました。今回は法律が改定されましたので、児童手当額改定請求書提出の必要はありません。また、十八歳未満の児童を三人以上養育している人で、児童手当の申請がまだの人は福祉事務所ですぐ手続きをしてください。（ただし所得制限があります）

### 身体障害者

#### 無料巡回相談利用ください

府身体障害者更生相談所では、無料巡回相談を実施しています。身体障害者手帳交付のための診断、障害等級の変更、職業・生活・医療等の相談を希望される人は、気軽にご利用ください。なお相談内容により日が異なりますので、あらかじめ希望される内容を市役所福祉事務所まで申し出てください。

### 保母の登録をしませんか

保育所のパート、産休代替などの保母として勤務することを希望される人がおられましたら、市保育者名簿に登録してみませんか。保育所で職員が必要となつたとき、随時採用します。

#### 登録資格

年齢 十八歳から五十歳まで  
資格 保母の資格を有する人  
。保育経験があり、幼児の保育に熱意のある人  
。将来、保母などの仕事に

### 小・中学生の 作文募集

新生活運動協会では小・中学生を対象に作文を募集しています。作文のテーマは「私たちの生活の中には、こんなムダがある」ものを大切にするため、私はこうしている、長さは小学生は四百字詰原稿用紙二枚以内、中学生は同三枚以内です。

応募作品には、住所、氏名、性別、学校名（所在地）、学年を記入し、十月二十五日までに（〒一〇〇）東京都千代田区日比谷公園一―三、市政会館内新生活運動協会「児童作文係」あて送付ください

### 来年から重くなる 長期譲渡所得の税金

#### 税の メモ

土地や建物を売って得た利益、譲渡価額から取得費と譲渡費用を差し引いた額を譲渡所得といいます。譲渡所得は、売った土地や建物をいつから持っていたかにより、長期譲渡所得と短期譲渡所得に区分されますが、ここでは長期譲渡所得についてお知らせします。

長期譲渡所得は、昭和四十三年十二月三十一日以前に取得した土地や建物を売ったときの譲渡所得をいい、その税額は譲渡所得から特別控除を差し引いたものに税率二十％（特定市街化区域内の農地を宅地にするため譲渡した場合は税率十五％に軽減される）を乗じて計算します。特別控除額はその譲渡内容により三千万円から百万円まで区分されています。

税法の改正により、五十一年から五十五年までに売ったときの長期譲渡所得の税金は次の方法で計算することになっています。  
①課税長期譲渡所得が二千万円以下の場合、それに二〇％を乗じます。  
②課税長期譲渡所得が二千万円を超える場合は、その四分の三相当額に課税総所得を加えて計算した税額から、千五百万円に課税総所得を加えて計算した税額を差し引いたものに四百万円を加えます。

### 技能検定・技能競技大会

#### 十月二十日までに申し込み

五十年度（後期）の技能検定および府技能競技大会を行います。技能検定受検申請書に手数料を、また、技能五輪参加申込書に参加料を添えて十月二十日までに府技能検定協会に申し込みください。手数料および参加料

### 十月は中高年齢者雇用促進月間

#### 経験を生かそう雇おう高齢者

十月は中高年齢者雇用促進月間です。豊かな経験や知識、技能を持ちながら、雇用機会に恵まれないのが高齢者です。事業主の皆さんも高齢者の雇用に協力をお願いします。

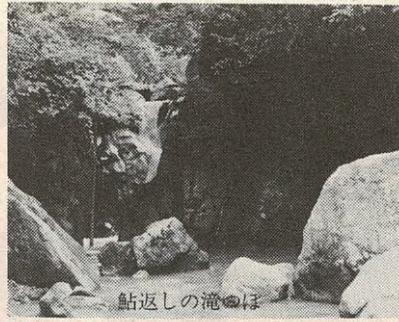


# 私市地区の伝説

(その二)

先月に引き続き、私市地区に伝わる「鮎返しの滝」「梅の木」の伝説を紹介します。

## □ 鮎返しの滝 □



鮎返しの滝のぼ

若鮎が引き返すといわれている鮎返しの滝が、警船神社から北に下った所にあります。

ここで、昔のお百姓は雨乞いをしていました。

雨乞いの時は、獅子窟寺のびんずるさんを滝つばにつりさげ、雨が降ると顔におしりを付けてお返したそうです。

これは、いつも赤い顔をしていてびんずるさんが百姓たちからおしりを塗られ、日照り続きで水のない滝つばへおろされると、「わしは元来赤い顔をしてお釈迦さんにゆるされているのにこんな白い顔になって恥かしくてたまらない大雨を降らして滝の水でおしりを洗いおとしてやろう」とびんずるさんが考えるにちがいないと百

姓が考えたのでしよう。昔のお百姓は、水を得るためにどんなことでもしかねなかったもので、雨が降るとなると仏様でも滝つばへつりさげたのでしよう。(びんずるさん)羅漢のひとり、頭髪が白くまゆが長い、像を手でなでて祈ると病気が直るといふ

## □ 梅の木 □

その一 神功皇后が三韓征伐にお立ちになるまえ、父「かじめ雷王」に別れを告げるため父の住んでいる天王(京都府田辺町)に行かれました。

父に別れを告げたあと、警船谷にそって大和に行かれる途中、ちょうど警船明神の手前にこられたとき、その路傍で兵をとめ休憩して食事をとられました。そのとき梅干しの種を捨てられたのです。皇后の捨てられた梅干しの種は芽を出して立派に成長しました。

その後、平安時代になって男山に石清水八幡宮がまつられ、毎年秋になると放生会(ほうじょうえ)が行なわれるようになりました。

この放生会の渡御(とぎよ)に御前弘(みさきばらい)として私市村の神人が奉仕することになり、神人たちはこの梅の枝を持って行列の道を払うことが、古来の式となっていました。

## その二

警船街道に梅の木という所があ

りますが、そこに八幡と彫った「燈ろう」がありその横に梅の木があります。

これは、むかし宇佐八幡から山城へ八幡さんをお送りしてきたときに、梅の木をつえについてこられ、この街道ばたで休憩されまして、八幡宮に近くなったというので梅のつえをつきさして行かれました。

この梅のつえから芽をふきだしたのが燈ろうの横にある梅の木だといわれています。

毎年、石清水八幡宮の放生会には、私市村の神人たちが御前弘にでるとき、この梅の新芽を持っていくことになっています。



## 私のふるさと



松井利代子

(星田)

民謡に

二度と行くまい丹後の宮津 稿(しま)の財布が空になる

本三景の一つである天の橋立から国鉄宮津線で約二十六km、丹後ちりめんの主産地でもある網野町、これが私のふるさとである。

古くから開けたところで網野の地名をなぜ「あみの」というようになったかについては、こんな伝承があります。

垂仁(すいにん)天皇に本年智

## 交野のわらべうた・民謡

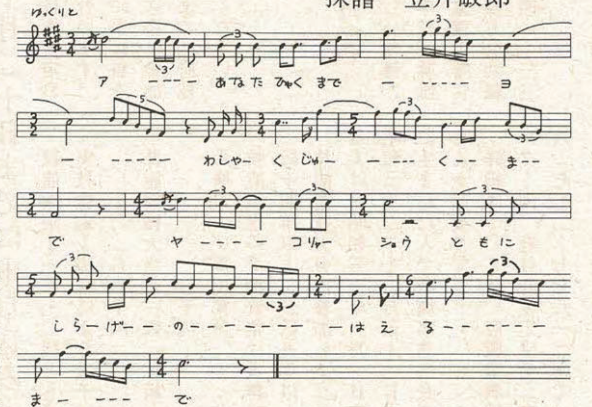
一たる洗いの唄 〈その18〉

今月は「たる洗いの唄」を紹介します。昔は酒造りの時、倉の中から倉人たちがゆうちうに唄う作業唄が聞かれましたが、機械化された今日、このような作業唄は聞かれなくなりました。

この唄を取材するにあたり、大門清造さん(森)にお世話になりました。

酒造りうた(その1 樽洗いうた)

唄 美方町社氏組合  
採譜 笠井敏郎



になりました。

そこで命(みこと)は白鳥を尋ねて各地を回り但馬の方からこの地に来られ、松原に網を張ってついに白鳥を捕え、都に送り天皇に奉りました。

網を張って白鳥を捕えたのでこの地を「あみの」と改めたのだとことです。

また町内には京都府下でも一、二を誇る雄大な銚子山古墳をはじめとして、縄文時代の堅穴式住居跡や、その他有形無形の文化財、天然記念物、民俗資料などが少なくありません。

史跡等の多い点は交野市と同じですが、異なるのは町の隅々まで丹後ちりめんの家内工業であるリズミカルな機音が響いてくることです。

地理的には日本海に面し、丹後半島の一端をなし、季節的な特徴としては、春には砂丘に咲くチュ

トリップ、晩秋には「弁当忘れても傘忘れるな」といわれる程気候が急変する丹後特有の浦西模様があります。

特に夏は、汚染度が高い瀬戸内をさけた色とりどりのカラフルな若い海水浴客の急増で賑わっています。かもめ飛び交う真赤な夕焼け空と、黒い影を落した岩にたたずむ老松をバックにボン／＼と元氣よく出港して行く漁船、冬には重いなまり色の空から舞いながら降り続く粉雪、荒れ狂う海原、防波堤の先端にある燈台を何メートルも

の波柱が包み、岩礁を洗う光景は今でも忘れ得ぬ幼心に映じた古きアルバムの一ページです。

帰郷すれば童心にかえって海藻取りに貝ひろいに打ち興じる時、いついまでも暖かい人情と、夢多いふるさとであってほしいと願うのは私一人だけではなからうと思っています。





## 交野俳句会



日時 十一月二日(日)

午後一時から

場所 福祉センター

出句 雑詠五句

九月の作品から

大矢 芳子

新涼や曲りて長き寺の廊

岩堂 幾二

子規の句碑看過す人や秋日中

今堀 フサエ

法師蟬さくや須磨寺本坊に

竹田 ひろし

秋潮に曳船動くとも見えず

山本 富子

木もれ日の敦盛塚に菊の供華

森田 啓文

秋蟬や触れてつめたき石灯ろう

仲西 寿美子

須磨浦の秋の気配や芭蕉句碑

## 短歌

手をひきて老いも若きもみ仏の愛子となれり今日の彼岸会に  
中野 千鶴

ありがたき仏の慈悲の身にしてみて今宵の心澄みわたる哉  
森 敏江

果しなき夜空仰げばほほえめる友の姿の幻しに見ゆ  
仲西 寿美子

住江 喜代

流れ速き木曾の川辺に鮎を釣る若者の肌黒くたくまし  
菊井 幽堂

奥野 喜子

ベランダに出しあるインコに親しみて雀訪れる秋晴の交野  
藤原 フク

厚主 ナカ

杉木立山路たどれば流水の岩間にあたりて涼しさの増す  
厚主 一江

中村 俊子

大文字古都の夜空をくつきりと焦がした送り火義弟をしのぶ  
厚主 ナカ

厚主 一江

にぎわいしプールも今は寂として青き水面に落葉漂う  
王朝の悲恋甲ふ史蹟池名月冴えて妥女舟往く

須磨山上ロープウェーやカーレーター回転展望淡路明石も

今堀 フサエ

## 郡衙跡発掘調査おわる



拝殿西側の第2トレンチ

八月四日から、郡津神社境内で、思われる遺構も発見されました。大化の改新で設置された「郡衙」(郡役所)跡の位置を究明しようとして発掘調査を行っていましたが、九月十三日で、今回の調査は終了しました。

この調査で、白鳳時代のかつらさん、氏子総代、区役員の方々の協力のおかげで、厚く御礼申し上げます。

## 5万人の広場



## 私の詩の発見

詩人の金堀則夫さんに、詩との出会い、詩の心等を楽しく語っていただきます。

〇とき 十月十八日(土)

午後二時~四時

## 交野庭球クラブ主催秋季大会開催

交野庭球クラブ主催の秋季大会を開催します。

みなさんふるって参加ください

日時 十一月九日、十六日

午前九時から

場所 警察学校内テニスコート

試合方式 軟式七ゲームマッチ

硬式一セットマッチ

## 愛犬をさがしています

郡津のジャック・マシーヤルさんが飼っているダックスフンドが九月の初めからいなくなりました。体長六十cm、茶色の毛なみをしています。

お心あたりの人は四条畷教会の岡山さん ☎〇七二〇一七六一五一 一九まで連絡ください。

九月に開催した「みんなの祭り」五万人の広場は、おかげさまで約三万人の参加を得、無事終えることができました。

出演、出展、資金カンパをしていただいた人や参加、協力いただいた全ての皆さんに心からお礼申し上げます。

なお、次回の参考にしたいと思っておりますので、ご意見、ご感想を、みんなの祭り五万人の広場実行委員会(教育文化会館内) 中田仁公

## サッカー少年団

### 事務員募集

サッカー少年団では、事務員を募集しています。

主な仕事は会費の徴収、ニュースの発行、その他連絡等で、無報酬です。

また、子供たちにサッカーを教えてやろうと思われる人も歓迎します。

中村福市 ☎九二一〇九六九まで連絡ください。

## 星田青年会

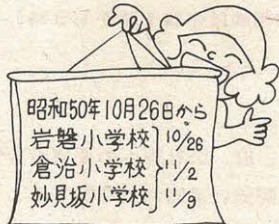
### 女子部員募集

星田青年会では、星田に在住の女子部員を募集しています。

申し込みは清水恵子 ☎九二一〇八三八まで。

## 第1回

## 交野市少年サッカー大会



現在4チームが登録済です。詳細は、市役所行政課山本まで連絡ください。

交野市サッカー連盟



# 行事カレンダー

|          |                                                                                                                   |                                                                                                                                |                                                                                                                                   |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 10/15(水) | 巡回赤ちゃん検診(1:30~3)福祉センター<br>心配ごと相談(2~4)福祉センター                                                                       | 10/29(水)                                                                                                                       | 心配ごと相談(2~4)福祉センター<br>国民健康保険税徴収<br>(9:30~11:30)星田出張所                                                                               |
| 16(木)    | 人権相談(1~4)星田出張所<br>法律相談(1~3)福祉センター<br>自動車文庫(1:30~2:30)森(天田の宮神社)<br>(3~4)妙見坂3丁目(3-3棟前)                              | 30(木)                                                                                                                          |                                                                                                                                   |
|          |                                                                                                                   | 31(金)                                                                                                                          |                                                                                                                                   |
| 17(金)    | 母親教室(1~4)福祉センター<br>離乳食講習会(10~12)福祉センター                                                                            | 11/1(土)                                                                                                                        |                                                                                                                                   |
| 18(土)    | 行政相談(1~4)福祉センター                                                                                                   | 2(日)                                                                                                                           | 日曜診療(10~12)福祉センター<br>自動車文庫(9:30~11:30)郡津駅前(派出所前)<br>(1:30~3:30)交野郵便局前                                                             |
| 19(日)    | 日曜診療(10~12)福祉センター<br>自動車文庫(9:30~11:30)私部会館<br>(1:30~3:30)星田出張所前                                                   | 3(月)                                                                                                                           | 文化の日                                                                                                                              |
| 20(月)    |                                                                                                                   | 4(火)                                                                                                                           | 自動車文庫(1~3)藤が尾集会所前<br>(3:30~4:30)星田山手町集会所前                                                                                         |
| 21(火)    | 自動車文庫(1:30~2:30)梅が枝集会所前<br>(3~4)郡津公民館                                                                             | 5(水)                                                                                                                           | 心配ごと相談(2~4)福祉センター<br>法律相談(1~3)福祉センター                                                                                              |
| 22(水)    | 結婚相談(1~4)福祉センター<br>心配ごと相談(2~4)福祉センター                                                                              | 6(木)                                                                                                                           | 自動車文庫(1:30~2:30)日生住宅(給食センター前)<br>(3~4)寺集会所                                                                                        |
| 23(木)    | 園芸相談(1~4)市役所緑化推進課<br>国民健康保険税徴収<br>(10:30~11:30)寺集会所<br>(1:30~3)私市会館<br>市・府民税3期分納入(9:30~12)森・寺集会所<br>(1:30~4)私市会館  | 7(金)                                                                                                                           |                                                                                                                                   |
|          |                                                                                                                   | 8(土)                                                                                                                           | 行政相談(1~4)倉治公民館                                                                                                                    |
| 24(金)    | 母親教室(1~4)福祉センター<br>国民健康保険税徴収<br>(9:30~11)郡津公民館<br>(1:30~3)教育文化会館<br>市・府民税3期分納入<br>(9:30~12)郡津公民館<br>(1:30~4)星田慈光寺 | 9(日)                                                                                                                           | 日曜診療(10~12)福祉センター<br>自動車文庫(9:30~11:30)北星田(元トンネル跡)<br>(1:30~3:30)私市駅前                                                              |
| 25(土)    |                                                                                                                   | 10(月)                                                                                                                          |                                                                                                                                   |
| 26(日)    | 日曜診療(10~12)福祉センター                                                                                                 | 11(火)                                                                                                                          | 小児マヒ(生ワク)(1:30~2:45)福祉センター<br>農協星田支店<br>保健婦相談(1:30~3)福祉センター<br>交通事故無料相談(10~3)福祉センター<br>自動車文庫(1:30~2:30)天野が原集会所前<br>(3~4)私市(大松四つ辻) |
| 27(月)    | 市・府民税3期分納入<br>(1:30~4)私市山手1丁目集会所                                                                                  | 12(水)                                                                                                                          | 小児マヒ(生ワク)(1:30~2:45)松下集会所<br>結婚相談(1~4)福祉センター<br>心配ごと相談(2~4)福祉センター                                                                 |
| 28(火)    | 保健婦相談(1:30~3)福祉センター<br>国民健康保険税徴収<br>(9:30~11:30)福祉センター<br>市・府民税3期分納入<br>(9:30~12)交野会館<br>(1:30~4)教育文化会館           | 13(木)                                                                                                                          | 小児マヒ(生ワク)(1:30~2:45)交野会館<br>自動車文庫(1:30~2:30)倉治法務局官舎<br>(3~4)関電枚方変電所南側広場                                                           |
|          |                                                                                                                   | 14(金)                                                                                                                          | 小児マヒ(生ワク)(1:30~2:45)私市会館<br>巡回赤ちゃん検診(1:30~3)農協星田支店                                                                                |
|          |                                                                                                                   | 15(土)                                                                                                                          |                                                                                                                                   |
|          |                                                                                                                   | ▷家庭児童相談——火・木(10~3)、土(10~12)<br>福祉事務所相談室<br>▷児童相談——第2・4木曜日(10~4)福祉事務所相談室<br>※巡回赤ちゃん検診——生後4~5か月の通知者<br>※小児マヒ(生ワク)——生後3~18か月の間に2回 |                                                                                                                                   |

## 秋の史跡めぐり

### 琵琶湖周辺を訪ねて



月 日 10月26日(日)

見学場所 近江神宮、阪本日吉神社、浮御堂  
琵琶湖大橋、石山寺

会 費 1,000円(申し込み時に徴収)  
各自弁当持参

定 員 50人(先着順)  
(子供の参加は遠慮ください)

申し込み 10月17日から社会教育課で受付  
(電話での申し込みは受け付けません)

集合時間 京阪バス北星田停留所 8:30  
交野市役所 8:40

## 総合市民相談

### どんな相談でもどうぞ

日 時 11月20日(木)  
午前10時から午後4時  
(ただし法律相談は午後1時から3時)

場 所 福祉センター大ホール

相談内容

行政相談——国、府、公社等への要望や苦情  
河川道路相談——市関係の道路河川に関すること  
税金相談——固定資産税、市民税等  
交通関係相談——交通事故の損害賠償等  
法律相談——弁護士が直接相談に応じます

その他、市行政に関する相談もどうぞ